

平成 20 年度

包括外部監査結果報告書

第 1 部 公の施設の指定管理者制度について

第 2 部 公の施設の指定管理者である高松市外郭団体の出納その他の事務の執行及び同団体が指定管理する公の施設について

1. 財団法人高松勤労者総合福祉振興協会及び高松テルサ
2. 香南地域振興有限会社及び高松市香南楽湯
3. 有限会社香南町農業振興公社及び香南アグリーム

高松市包括外部監査人 竹中浩一郎

第1部 公の施設の指定管理制度について

目 次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由.....	1
4. 外部監査の方法(監査要点及び実施した主な監査手続き).....	1
5. 外部監査の実施期間.....	2
6. 外部監査人及び補助者	2
7. 利害関係.....	3
II. 高松市の指定管理者制度の概要	4
1. 指定管理者制度とは.....	4
2. 高松市の指定管理者制度.....	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) 指定管理者制度適用施設の検討・決定.....	4
(3) 指定申請者の選定方法.....	4
(4) 選定方法の決定	4
(5) 指定管理者(候補者)選定機関の設置	5
(6) 指定管理者の指定期間.....	5
(7) 指定管理者が管理を行うために必要な経費	5
(8) 指定管理者が管理業務により得る収益.....	5
(9) 指定管理者が行った業務の評価	6
(10) 公の施設を管理運営している外郭団体について.....	6
3. 平成18年度、平成19年度、平成20年度指定管理者制度導入施設一覧	6
4. 他の自治体と異なると考えられる高松市の指定管理者制度の特徴等.....	13
III. 監査の結果(その1 経費削減結果分析)	14
<非公募 高松市外郭団体>	18
1. 財団法人高松市文化芸術財団及び同団体が指定管理する公の施設	18
(1) 高松市文化芸術ホールの概要.....	18
(2) 財団法人高松市文化芸術財団.....	19
(3) 監査結果.....	20
2. 財団法人高松市スポーツ振興事業団及び同団体が指定管理する公の施設.....	23
(1) 各スポーツ施設の概要.....	23
(2) 財団法人高松市スポーツ振興事業団	24

(3) 監査結果.....	25
3. 財団法人高松市花と緑の協会及び同団体が指定管理する公の施設.....	28
(1) 高松市立仏生山公園の概要.....	28
(2) 財団法人高松市花と緑の協会.....	28
(3) 監査結果.....	29
4. 財団法人高松市福祉事業団及び同団体が指定管理する公の施設.....	31
(1) 各福祉施設の概要.....	31
(2) 財団法人高松市福祉事業団.....	32
(3) 監査結果.....	32
< 非公募 その他の団体 >.....	34
5. NPO法人たかまつ男女共同参画ネット及び同団体が指定管理する公の施設.....	34
(1) 高松市男女共同参画センターの概要.....	34
(2) NPO 法人たかまつ男女共同参画ネット.....	34
(3) 監査結果.....	36
6. 社団法人高松市医師会及び同団体が指定管理する公の施設.....	38
(1) 高松市夜間急病診療所の概要.....	38
(2) 社団法人高松市医師会.....	38
(3) 監査結果.....	39
7. 各コミュニティ協議会及び同団体が指定管理する公の施設.....	41
(1) 各コミュニティセンターの概要.....	41
(2) 各コミュニティ協議会.....	41
(3) 監査結果.....	42
< 公募 その他の団体 >.....	46
8. 高松食肉事業協同組合及び同団体が指定管理する公の施設.....	46
(1) 高松市食肉センターの概要.....	46
(2) 高松食肉事業協同組合.....	46
(3) 監査結果.....	47
9. 「シンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社」グループ及び同団体が指定管理する公の施設.....	48
(1) 高松市健康増進温浴施設『ループしおのえ』の概要.....	48
(2) シンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社.....	48
(3) 監査結果.....	49
10. アマノ、ことடன்サービス高松市立駐車場等管理共同企業体・シンボルタワー開発株式会社及び同団体が指定管理する公の施設.....	51
(1) 高松市立駐車場、高松市立自転車駐車場の概要.....	51
(2) アマノ、ことடன்サービス高松市立駐車場等管理共同企業体・シンボルタワー開	

発株式会社.....	51
(3) 監査結果.....	52
1 1. 高松市造園事業協同組合及び同団体が指定管理する公の施設.....	56
(1) 高松市立玉藻公園、高松市立峰山公園、高松市立中央公園ほか 25 公園緑地等の概要.....	56
(2) 高松市造園事業協同組合.....	58
(3) 監査結果.....	59
IV. 監査の結果(その2 更新選定結果).....	60
1. 更新選定一覧表.....	60
(1) 更新選定が公募となった公の施設(非公募→公募).....	60
(2) 更新選定が非公募となった公の施設(非公募→非公募).....	61
2. 更新選定の結果の説明等.....	62
(1) 前回は非公募であったが、今回の更新選定において、公募し、指定管理業務を継続することになった団体.....	62
(2) 今回の更新選定においても、非公募選定により指定管理業務継続となる見込み(監査実施時点ではあくまで候補者)の団体.....	63
V. 外部監査に添えて提出する意見.....	64
1. 財団法人高松市花と緑の協会、花と緑の基金について.....	64

第1部 公の施設の指定管理者制度について

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1)外部監査の対象

公の施設の指定管理者制度について

(2)監査対象期間

原則として平成 19 年度(必要に応じて、過年度及び平成 20 年度についても対象とした。)

3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

本市は指定管理者制度を行財政改革計画中の民間活力の活用方策(アウトソーシング)の一つとして位置付け、公の施設の管理に当たっては、原則として指定管理者制度を適用するものとし、導入を図っているとのことである。本市が指定管理者制度を導入して 2 年分の実績値を入手できる現在において、題材として取り上げ、その現状を広く市民に公表することは非常に有用であると判断したため、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法(監査要点及び実施した主な監査手続き)

(1)監査要点

指定管理者制度というものは、高松市の行財政改革にどのくらいの貢献度のあったものなのか。

① 平成 18、19 年度において、それ以前に比べて経費削減効果はあったのか。

- 1) 非公募で指定管理者となった外郭団体(注)について。当該団体の、組織改革が進むことによる、著しい経費削減効果はみられたのか。
- 2) 非公募で指定管理者となった外郭団体以外の団体について。その指定管理業務に関する経費削減効果はみられたのか。
- 3) 公募で指定管理者となった外郭団体以外の団体について。その指定管理業務に関する経費削減効果はみられたのか。

(注)高松市外郭団体の運営等指導基準によると、「外郭団体とは、当該団体の基本財産、資本金等に占める市の出資金または出捐金の割合が25%以上であり、かつ、市の出資または出捐の割合が最も大きい法人をいう。」と定義されており、以下、この定義に従い当該用語を使用する。

② 指定管理者制度導入後、初めて実施された更新選定は、どのような結果であったのか。

(2)実施した主な監査手続

① 以下の資料により、個別の指定管理業務の内容等の把握に努めるとともに、過去5年程度のデータの推移等を把握し、主管課とのヒアリング等を通じ、各々、経費削減効果がどのくらいあったのか確かめる。

(共通)

- 1) 募集要項(公募)又は選定要項(非公募)
- 2) 個別施設の業務仕様書
- 3) 提案書
- 4) 協定書(基本協定、年度別協定)
- 5) 高松市公の施設指定管理者選定委員会の審査報告書
(高松市外郭団体)
- 6) 団体の決算書最近5年間分(平成15年度から平成19年度分)

② ①の結果を理解したのち、高松市公の施設指定管理者選定委員会の審査報告書等より、更新選定結果を確かめる。

5. 外部監査の実施期間

平成20年7月1日から平成21年1月31日まで

6. 外部監査人及び補助者

外部監査人 公認会計士 竹中 浩一郎
補助者 税理士 二川 博之

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 高松市の指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度とは

平成 15 年 6 月の法の改正により、地方公共団体が設置する公の施設の管理を民間事業者にも行わせることができることとされたものをいう。その目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」ことにあるとされる。

2. 高松市の指定管理者制度

(「高松市指定管理者制度導入指針」より抜粋)

(1) 基本的な考え方

公の施設の管理に当たっては、「公の施設の設置目的が効果的に達成できる」ことを前提条件として、原則として指定管理者制度を適用するものとする。

(2) 指定管理者制度適用施設の検討・決定

施設の管理に、指定管理者制度を適用するか否かについては、指定管理者選定検討部会（該当施設所管部局）・政策会議および指定管理者選定検討委員会において検討し、決定するものとする。

(3) 指定申請者の選定方法

① 「公募」

民間事業者が既に同様な事業を展開しており、民間の能力やノウハウの導入により、市民サービスの向上や行政運営の効率化が期待できる施設については、公募により選定する。施設の性格・設置目的等により、募集要項で指定管理者となる主体の応募資格に一定の条件を付す場合もある。

② 「非公募」

施設の性格や設置経緯・目的等により「公募」になじまない合理的で特別な事情がある場合には、「公募」の方法によらず特定の者を申請者として指名する。

(4) 選定方法の決定

施設ごとの選定方法については、指定管理者選定検討部会(該当施設所管部局)が選定方法(案)を作成し、政策会議および指定管理者選定検討委員会において審議し決定する。

(5) 指定管理者(候補者)選定機関の設置

指定管理者の選定に際して、その選定過程や手続の透明性・公正性を高めていくため、指定管理者(候補者)の選定機関として「高松市公の施設指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

- ① 選定委員会は、応募者が提出する事業計画書等に基づき指定管理者(候補者)を選定する。
- ② 選定委員会は、外部からの有識者等を委員とし、十分な透明性と専門性を確保する。
- ③ 選定後は、選定結果を応募者全員に通知するとともに、選定理由を公表する。
- ④ 選定委員会は、指定管理者の適用施設の利用者の満足度及び苦情について調査する。
- ⑤ 選定に当たっては、住民の平等利用の確保、管理に当たっての費用・効果、管理能力などについて総合的に判断するものとする。

(6) 指定管理者の指定期間

指定期間は5年間を基本とし、各施設の性質・目的に応じ延長または短縮するものとする。

(7) 指定管理者が管理を行うために必要な経費

指定管理者が管理を行うために必要な経費の賄い方法については、施設の性質・目的に応じて、次のいずれかの方法によるものとする。

- ① 全て利用料金で賄う
- ② 一部を市からの支出金で、残りを利用料金で賄う
- ③ 全て市からの支出金で賄う

(8) 指定管理者が管理業務により得る収益

次に該当する場合には、指定管理者の収益とする。

- ① 指定管理者が施設の効率的運営に努めた等の理由により、協定で定めた委託費と管理に要した経費との間に差額が生じた場合(精算が必要な場合がある。)
- ② 利用料金制を採用する施設において、施設使用料収入が施設管理に要した経費を上回った場合には指定管理者の収益とし、協定で収益の一定額の配当や次年度の委託料の見直し等を行う。

(9) 指定管理者が行った業務の評価

指定管理者が行った業務の評価は次によるものとする。また、業務の評価結果に基づき、施設の管理運営の向上に反映させるとともに、委託料の増減、指定の取り消しなどの必要な措置をとるものとする。

- ①各施設を所管する部局での評価
- ②全庁的体制での評価
- ③外部組織による評価
- ④市民(利用者)の意見の反映(評価)

(10) 公の施設を管理運営している外郭団体について

現在、外郭団体が管理運営している施設にあつては、指定管理者制度が導入されたことにより、今後においては、当該施設の管理運営主体を巡って外郭団体は民間事業者等との競争関係に置かれることが予想される。

このため、外郭団体および外郭団体所管部局においては、当該施設にかかる管理運営コストを精査し、明らかにしておくとともに、外郭団体職員の処遇を含め、経費の削減やサービスの向上など、これまでのノウハウを生かした経営改善・基盤強化を図り、指定管理者制度導入に対応した外郭団体へ変革する必要がある。

3. 平成18年度、平成19年度、平成20年度指定管理者制度導入施設一覧

(議会資料 No.2 平成20年度版 市政概況より)

平成18年度指定管理者制度導入施設一覧

	施設名称	主管課	指定管理者	公募・非公募別	利用料金制度	指定期間(年・月)
1	高松市男女共同参画センター	男女共同参画推進室	NPO法人たかまつ男女共同参画ネット	非公募	×	18.4~ 21.3
2	高松市総合福祉会館	健康福祉総務課	(財)高松市福祉事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
3	高松市身体障害者福祉センターコスモス園	障害福祉課	(財)高松市福祉事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
4	高松市身体障害者通所授産施設リンリン園	障害福祉課	(財)高松市福祉事業団	非公募	×	18.4~ 21.3

5	高松市老人福祉センター茶寿荘	長寿福祉課	(財)高松市福祉事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
6	高松市障害児通園施設タンポポ園	保育課	(財)高松市福祉事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
7	高松市老人センター屋島源平荘	長寿福祉課	(福)守里会	公募	×	18.4~ 21.3
8	高松市ふれあい福祉センター勝賀	長寿福祉課	(財)高松市福祉事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
9	高松市国分寺老人福祉センター	長寿福祉課	(福)高松市社会福祉協議会	非公募	×	18.4~ 21.3
10	高松市夜間急病診療所	保健センター	(社)高松市医師会	非公募	×	18.4~ 21.3
11	高松市健康増進温浴施設『ループしおのえ』	スポーツ振興課	「シンコースポーツ(株)、四電ビジネス(株)」グループ	公募	○	17.12 ~ 23. 3
12	高松テルサ	商工労政課	(財)高松勤労者総合福祉振興協会	非公募	○	18.4~ 21.3
13	高松市鬼ヶ島おにの館	観光振興課	鬼ヶ島観光協会	非公募	×	18.4~ 21.3
14	高松市香南楽湯	観光振興課	香南地域振興(有)	非公募	○	18.1~ 21.3
15	高松市茜町会館	農林水産課	高松市茜町会館管理委員会	非公募	×	18.4~ 21.3
16	高松市香南アグリーム	農林水産課	(有)香南町農業振興公社	非公募	○	18.1~ 21.3
17	高松市食肉センター	農林水産課	高松食肉事業協同組合	公募	×	18.4~ 23.3
18~ 23	高松市立中央駐車場ほか5駐車場	まちなか再生課	アマノ、ことでんサービス高松市立駐車場等管理共同企業体	公募	×	18.4~ 23.3

24、 25	高松市立高松駅前広 場地下駐車場ほか1 駐車場	まちなか再 生課	シンボルタワー開発 (株)	公募	×	18.4~ 23.3
26	高松市立玉藻公園	公園緑地課	高松市造園事業協 同組合	公募	×	18.4~ 23.3
27	高松市立仏生山公園	スポーツ振 興課、公園 緑地課	(財)高松市スポーツ 振興事業団、(財)高 松市花と緑の協会	非公募	×	18.4~ 21.3
28	高松市立峰山公園	公園緑地課	高松市造園事業協 同組合	公募	×	18.4~ 23.3
29	高松市立中央公園ほ か25公園、緑地等	公園緑地課	高松市造園事業協 同組合	公募	×	18.4~ 23.3
30、 31	高松市立瓦町地下・ 栗林公園駅前自転車 駐車場	交通安全対 策室	アマノ、ことでんサー ビス高松市立駐車場 等管理共同企業体	公募	×	18.4~ 23.3
32	高松市立高松駅前広 場地下自転車駐車場	交通安全対 策室	シンボルタワー開発 (株)	公募	×	18.4~ 23.3
33	高松市総合体育館	スポーツ振 興課	(財)高松市スポーツ 振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
34	高松市立ヨット競技場	スポーツ振 興課	(財)高松市スポーツ 振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
35	高松市立朝日町庭球 場	スポーツ振 興課	(財)高松市スポーツ 振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
36	高松市立亀岡庭球場	スポーツ振 興課	(財)高松市スポーツ 振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
37	高松市立仏生山運動 場	スポーツ振 興課	(財)高松市スポーツ 振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
38	高松市南部運動場	スポーツ振 興課	(財)高松市スポーツ 振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
39	高松市立市民プール	スポーツ振 興課	(財)高松市スポーツ 振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3

40	高松市福岡町プール	スポーツ振興課	(財)高松市スポーツ振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
41	高松市亀水運動センター	スポーツ振興課	(財)高松市スポーツ振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
42	高松市西部運動センター	スポーツ振興課	(財)高松市スポーツ振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
43	高松市かわなベスポーツセンター	スポーツ振興課	(財)高松市スポーツ振興事業団	非公募	×	18.4~ 21.3
44	高松市文化芸術ホール	国際文化振興課	(財)高松市文化芸術財団	非公募	×	18.4~ 21.3

平成19年度指定管理者制度導入施設一覧

	施設名称	主管課	指定管理者	公募・非公募別	利用料金制度	指定期間(年・月)
1	高松市各コミュニティセンター	地域政策課	高松市各コミュニティ協議会	非公募	○	19.4~ 22.3
2	高松市木太北部会館	市民やすらぎ課	木太地区コミュニティ協議会	非公募	×	19.4~ 22.3
3	高松市塩江湯愛の郷センター	観光振興課	塩江温泉旅館飲食協同組合	公募	○	19.4~ 24.3
4	高松市塩江奥の湯公園	観光振興課	塩江温泉旅館飲食協同組合	公募	○	19.4~ 24.3
5	高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場	観光振興課	ハウス美装工業(株)	公募	○	19.4~ 24.3
6	高松市道の駅源平の里むれ	観光振興課	(株)四国にぎわいネットワーク	公募	×	19.7~ 24.3

平成20年度指定管理者制度導入施設一覧

	施設名称	主管課	指定管理者	公募・非公募別	利用料金制度	指定期間(年・月)
--	------	-----	-------	---------	--------	-----------

1	高松市やすらぎ苑	市民やすらぎ課	(株)五輪	公募	×	20.4~ 25.3
2	高松市屋島ファミリーホーム	こども未来課	(福)未知の会	公募	×	20.4~ 25.3
3	高松市庵治ほっとぴあん	保健センター	ハウス美装工業(株)	公募	○	20.4~ 25.3
4	高松市川東児童館	こども未来課	川東校区コミュニティ協議会	非公募	×	20.4~ 23.3
5	高松市川東コミュニティセンター	地域政策課	川東校区コミュニティ協議会	非公募	○	20.4~ 23.3
6	高松市東谷コミュニティセンター	地域政策課	川東校区コミュニティ協議会	非公募	○	20.4~ 23.3

上記リストでは、煩雑で視覚的、大局的に判断するのが困難である。

そこで、まず選定された団体を把握し、次にそれらの団体にどの施設を指定管理させているのかを把握し、さらにその指定期間も視覚的に一覧できるようタイムテーブル化したのが下記表である。

導入時 非公募 高松市外郭団体

施設名称	H18	H19	H20	H21
高松市文化芸術ホール	(財)高松市文化芸術財団			*
高松市かわなベーススポーツセンター	(財)高松市スポーツ振興事業団			*
高松市総合体育館				
高松市立ヨット競技場				
高松市立朝日町庭球場				
高松市立亀岡庭球場				
高松市立仏生山運動場				
高松市南部運動場				
高松市立市民プール				
高松市福岡町プール				
高松市亀水運動センター				
高松市西部運動センター				

高松市立仏生山公園スポーツ施設		
高松市立仏生山公園公園施設	(財)高松市花と緑の協会	*
高松市総合福祉会館	(財)高松市福祉事業団	*
高松市身体障害者福祉センターコスモス園		
高松市身体障害者通所授産施設リンリン園		
高松市障害児通園施設タンポポ園		
高松市老人福祉センター茶寿荘		
高松市ふれあい福祉センター勝賀		
高松テルサ	(財)高松勤労者総合福祉振興協会	*
高松市香南楽湯	香南地域振興(有)	*
高松市香南アグリーム	(有)香南町農業振興公社	*

導入時 非公募 その他団体

施設名称	H18	H19	H20	H21
高松市男女共同参画センター	NPO 法人たかまつ男女共同参画ネット			*
高松市夜間急病診療所	(社)高松市医師会			*
高松市国分寺老人福祉センター	(福)高松市社会福祉協議会			*
高松市鬼ヶ島おにの館	鬼ヶ島観光協会			*
高松市茜町会館	高松市茜町会館管理委員会			*
高松市木太北部会館	木太地区コミュニティ協議会			
高松市各コミュニティセンター				
高松市川東・東谷コミュニティセンター	高松市各コミュニティ協議会			
高松市川東児童館				
	川東校区コミュニティ協議会			

導入時 公募 その他団体

施設名称	H18	H19	H20	H21
高松市食肉センター	高松食肉事業協同組合			
高松市健康増進温浴施設 『ループしおのえ』	「シンコースポーツ(株)、四電ビジネス(株)」グループ			
高松市老人センター屋島源平荘	(福)守里会			*
高松市立中央駐車場ほか 5 駐車場	アマノ、ことでんサービス高松市立駐車場等管理共同企業体			
高松市立瓦町地下・栗林公園駅前自転車駐車場				
高松市立高松駅前広場地下駐車場ほか1駐車場	シンボルタワー開発(株)			
高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場				
高松市立玉藻公園 高松市立峰山公園 高松市立中央公園ほか 25 公園、緑地等	高松市造園事業協同組合			
高松市道の駅源平の里むれ	(株)四国にぎわいネットワーク			
高松市塩江湯愛の郷センター 高松市塩江奥の湯公園				
高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場	ハウス美装工業(株)			
高松市庵治ほっとぴあん				
高松市屋島ファミリーホーム	(福)未知の会			
高松市やすらぎ苑	(株)五輪			

*：平成 20 年度をもって指定期間が終了する施設及び団体。外部監査の実施期間(平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日)中に、その更新結果について、ある程度、明らかになると考えられる。更新結果についても市民の関心が高いものであると考えられることから、監査対象とした。

4. 他の自治体と異なると考えられる高松市の指定管理者制度の特徴等

- (1) 指定管理者選定機関である選定委員会は全員外部有識者等であり、1人も行政職員がメンバーにはいないこと。
- (2) 香川県との共同事業(サンポート高松事業)については、香川県の選定委員会において指定管理者を選定していること。
- (3) 高松市においては、平成 17 年度に近隣 6 町と合併しており、旧町時代に指定管理者制度を導入した施設については、旧町が選定した指定管理者を継承していること。

Ⅲ. 監査の結果(その1 経費削減結果分析)

各年度の指定管理料

(単位:千円)

分類	施設名称	指定管理者名	H18年度 実績	H19年度 実績	H20年度 予算
非公募高松 市外郭団体	高松市文化芸術ホール	(財)高松市文化芸術財団	453,279	458,528	462,996
	高松市かわなべスポーツセンター	(財)高松市スポーツ振興事業団	525,061	513,634	530,960
	高松市総合体育館				
	高松市立ヨット競技場				
	高松市立朝日町庭球場				
	高松市立亀岡庭球場				
	高松市立仏生山運動場				
	高松市南部運動場				
	高松市立市民プール				
	高松市福岡町プール				
	高松市亀水運動センター				
	高松市西部運動センター				
	高松市立仏生山公園	(財)高松市花と緑の協会	22,442	17,198	17,538
	高松市総合福祉会館	(財)高松市福祉事業団	227,443	232,357	235,081
高松市身体障害者福祉センター					
コスモス園					
高松市身体障害者通所授産施設リンリン園					
高松市障害児通園施設タンポポ園					
高松市老人福祉センター茶寿荘					

	高松市ふれあい福祉センター勝賀				
	高松テルサ	(財)高松勤労者総合福祉振興協会	114,336	105,174	102,442
	高松市香南楽湯	香南地域振興(有)	13,258	12,029	12,500
	高松市香南アグリーム	(有)香南町農業振興公社	4,100	4,766	4,641
	合計金額		1,359,918	1,343,686	1,366,158
非公募その他団体	高松市男女共同参画センター	NPO 法人たかまつ男女共同参画ネット	29,298	28,646	29,169
	高松市夜間急病診療所	(社)高松市医師会	112,753	116,142	118,154
	高松市国分寺老人福祉センター	(福)高松市社会福祉協議会	19,818	21,434	19,947
	高松市鬼ヶ島おにの館	鬼ヶ島観光協会	8,039	7,857	8,072
	高松市茜町会館	高松市茜町会館管理委員会	1,438	1,439	1,440
	高松市木太北部会館	木太地区コミュニティ協議会		5,916	6,161
	高松市各コミュニティセンター	高松市各コミュニティ協議会		372,735	401,098
	高松市川東・東谷コミュニティセンター				
高松市川東児童館	川東校区コミュニティ協議会			4,994	
	合計金額		171,347	554,170	589,035
公募その他団体	高松市食肉センター	高松食肉事業協同組合	194,419	194,125	191,069
	高松市健康増進温浴施設『ループしおのえ』	「シンコースポーツ(株)、四電ビジネス(株)」グループ	63,959	61,999	62,000

高松市老人センター屋島源平荘	(福)守里会	9,167	8,890	8,890
高松市中央駐車場ほか 5 駐車場	アマノ、ことでんサービス高松市立駐車場等管理共同企業体	180,894	174,631	181,444
高松市立瓦町地下・栗林公園駅前自転車駐車場	シンボルタワー開発(株)	96,380	95,862	96,378
高松市立高松駅前広場地下駐車場ほか1駐車場	高松市造園事業協同組合	122,352	121,347	120,180
高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場				
高松市立玉藻公園 高松市立峰山公園 高松市立中央公園ほか 25 公園、緑地等				
高松市道の駅源平の里むれ	(株)四国にぎわいネットワーク		-	-
高松市塩江湯愛の郷センター 高松市塩江奥の湯公園	塩江温泉旅館飲食協同組合		10,787	7,079
高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場	ハウス美装工業(株)		2,087	1,281
高松市庵治ほっとぴあん				21,690
高松市屋島ファミリーホーム	(福)未知の会			15,200
高松市やすらぎ苑	(株)五輪			30,700
合計金額		667,171	669,728	735,911
総合計金額		2,198,435	2,567,584	2,691,104

指定管理料構成割合について

分 類	H18年度 実績	H19年度 実績	H20年度 予算
非公募高松市外郭団体	62%	52%	51%
非公募その他団体	8%	22%	22%
公募その他団体	30%	26%	27%
合 計	100%	100%	100%

行財政改革の効果分析ということで、金額的に重要なものについて、以下でさらに詳しく検討することにした。具体的な基準として、導入初年度指定管理料が 20 百万円以上のものとした。

高松テルサ及び(財)高松勤労者総合福祉振興協会はこの基準に該当するが、第 2 部でさらに詳細に検討することにしたため、詳細な検討内容は第 2 部を参照のこと。

<非公募 高松市外郭団体>

1. 財団法人高松市文化芸術財団及び同団体が指定管理する公の施設

(1)高松市文化芸術ホールの概要

- ①所在地 高松市サンポート2番1号
- ②規模等

敷地	宅地 9,047.08 m ² 香川県・高松市共有地 市持分 4,561/6,932	
延床面積	ホール施設部分 21,677.72 m ²	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、梁一部鉄骨造(免震構造) 地上7階(ホール施設部分)	
施設内容	大ホール	プロセニウム型、1,500席(客席可変機構付 車椅子席:18席、親子席:16席、オーケストラピット席:126席を含む。)
	第1小ホール	プロセニウム型、312席(内訳 客席:222席、前舞台席78席、車椅子席:8席、親子席:4席)
	第2小ホール	フリースペース型、308席(壁面収納式移動観覧席 最大275席、連結式移動観覧席:22席、車椅子席:8席、親子席:3席)(平土間利用時:最大500席)
	リハーサル室・練習室	リハーサル室3室、練習室6室
	市民ギャラリー	展示スペース
	会議室等	大・中・小会議室、和室、控室等
	コミュニケーションプラザ	オープン催事スペース
	管理事務室	事務室等
開館	平成16年5月20日	

(2)財団法人高松市文化芸術財団

①選定方法 非公募

②選定理由 上記財団は、文化芸術ホールの管理・運営および文化振興事業を行うために、市が全額出資している財団であり、既に平成16年5月20日から、この施設を管理している実績があり、現在も良好な状態でホールの運営を実施しているため。

③所在地 高松市サンポート2番1号

④設立年月日 平成15年1月29日

⑤基本財産 10,000千円(全額高松市出捐金)

⑥事業内容

幅広い市民とともに、文化芸術活動の振興・普及を図り、人と人、心と心がふれあう、高松らしい文化の創造と交流に寄与することを目的とするため、下記の事業を行う。

- 1) 市民の自主的な文化芸術活動に対する支援、育成に関する事業
- 2) 市民の文化芸術活動への参加促進および鑑賞機会の提供に関する事業
- 3) 文化芸術の交流、連携および情報提供に関する事業
- 4) 地方公共団体から指定または委託を受ける文化施設等の管理運営に関する事業
- 5) 地方公共団体から委託を受ける文化芸術の振興普及に関する事業
- 6) その他目的を達成するために必要な事業

⑦従業員数 実人数 35名(20. 4. 1現在)

⑧その他の特徴

設立当初から、プロパー職員(注)を雇用しない人事政策を採用している。市派遣職員、財団雇用の非常勤嘱託職員、人材派遣会社からの契約職員、業務請負契約で運営している。つまり、事業グループの専門職員が企画を担当し、あとは専門集団に外注に出すという方法をとっている。市の主管課は、他の高松市の外郭団体に比べて、非常に低コストで運営できていると感じている。

(注)プロパー職員とは、一般に外郭団体の生え抜き正職員のことをいう。

(3) 監査結果

①財団法人高松市文化芸術財団の収入等の推移

	⇒指定管理者制度導入 (単位:千円)				
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
基本財産運用収入	3	3	3	15	40
事業収入(事務局管理受託-高松市)★	27,854	128,875	136,680	143,023	95,546
事業収入(事務局管理受託-広域)★	56	1,145	4,392		
事業収入(事務局管理受託-シンボルタワー 一開発(株))				15,225	15,225
事業収入(施設運営受託-高松市)★	2,952	282,701	302,629	292,489	295,582
事業収入(施設運営受託-広域)★	28	2,797	3,008		
補助金等収入(事務局管理費-高松市)★		39,597	29,309	29,388	74,578
寄付金収入			30		30
雑収入	2	5,302	5,944	5,158	4,061
一般会計	30,896	460,420	481,995	485,298	485,063
事業収入(自主事業)		12,624	12,193	18,631	12,994
事業収入(受託事業-高松市)★	22,615	69,713	14,967	17,542	17,995
事業収入(受託事業-市以外)		19,083	7	17	26
補助金等収入(助成金)		500		3,763	8,042
補助金等収入(高松市)★	2,291	11,389	27,433	17,767	26,452

雑収入	0	94	524	1,925	1,983
事業特別会計	24,906	113,403	55,123	59,645	67,492
事業収入(事業配分収入)	577	5,008	1,740		
寄付金収入	530				
雑収入		0			15
基金特別会計	1,107	5,008	1,740		15
事業活動収入計	56,909	578,831	538,858	544,943	552,569
高松市直接負担合計★(A)	55,796	536,217	518,418	500,209	510,153
(広域は高松に取り込まれたので含めている)					
主管課作成資料より					
ホール等料金収入(B)		96,295	114,895	150,525	122,378
(ホール等利用人数)		(400,506)	(365,419)	(526,516)	(323,796)
正味高松市負担額((A)-(B))	55,796	439,923	403,523	349,684	387,776
年度協定書より					
委託料(ホールを利用した文化芸術の振興以外の業務に係る指定管理料)				450,651	403,760
補助金(ホールの使用許可等に関する業務遂行に伴う職員給与に係る指定管理料)					44,046
補助金(ホールを利用した文化芸術の振興に関する業務に係る指定管理料)				23,433	27,962
合計				474,084	475,768
変更年度協定書より 指定管理料実績値				453,279	458,528

②上記推移の内容の説明

上記正味高松市負担額の推移を見ると、H18年度大きく減少しているように見える。しかし、ホール等利用料金等は、香川県・高松市・民間団体のイベント活動内容の影響が大きく、上記正味高松市負担額の推移は自助努力の成果だ

けを正確に反映しているわけではない。指定管理料及び補助金等収入の合計金額である、上記高松市直接負担合計（★(A)）は、ほぼ同水準であり、著しい経費削減効果は見られない。

③結論

平成 18 年度、平成 19 年度において、著しい経費の削減効果というのは、見られなかったといえる。

2. 財団法人高松市スポーツ振興事業団及び同団体が指定管理する公の施設

(1) 各スポーツ施設の概要

	①名称	②住所	③敷地面積	④延床面積	⑤構造等	⑥主な施設
高松市スポーツ施設	高松市総合体育館	高松市福岡町四丁目36番1号	20,159.85 m ²	13,870.21 m ²	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上4階、地下1階	第1・2競技場、トレーニング室、第1・2武道場、卓球場、和弓場、アーチェリー場、会議室等
	高松市立ヨット競技場	高松市浜ノ町67番1号	9,518.61 m ²	省略	省略	艇庫7棟、艇置場、クラブハウス
	高松市立朝日町庭球場	高松市朝日町一丁目1番2号	3,782.00 m ²	省略	省略	砂入り人工芝コート5面、クラブハウス
	高松市立亀岡庭球場	高松市亀岡町7番2号	3,150.00 m ²	省略	省略	クレーコート4面、クラブハウス
	高松市立仏生山運動場	高松市仏生山町甲2565番地	5,761.34 m ²	省略	省略	クレーコート2面、ゲートボール場1面
	高松市南部運動場	高松市三谷町31番地4	28,292.74 m ²	省略	省略	第1グラウンド(野球場)、第2グラウンド(多目的広場)
	高松市立市民プール	高松市浜ノ町53番10号	16,270.73 m ²	省略	省略	流水プール、少年プール、幼児プール
	高松市福岡町プール	高松市福岡町三丁目33番24号	5,169.89 m ²	省略	省略	温水プール(25m×6コース)
	高松市亀水運動センター	高松市亀水町45番地1	49,684.57 m ²	1,614 m ²	鉄筋コンクリート造平屋建	体育館、砂入り人工芝コート8面、グラウンド、屋外プール、浴室等
高松市西部運動センター	高松市鬼無町鬼無10番地2	56,092.07 m ²	2,361.51 m ²	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋一部2階建	第1・2グラウンド、体育館	

高松市かわなべスポーツセンター	高松市川部町 932番地 7	28,733 m ²	かわなべ荘: 712.62 m ² 、温水プール・体育館: 2,785.38 m ²	かわなべ荘: 鉄筋コンクリート 2 階建、温水プール・体育館: 鉄筋コンクリート一部鉄骨 3 階建	体育館、温水プール、かわなべ荘(集会室・浴室)、庭球場 4 面、ゲートボール場
高松市立仏生山公園	高松市仏生山町 甲 2654 番地 1	9ha	体育館: 1,491.36 m ² 、温水プール: 1,678.46 m ²	体育館: 鉄筋コンクリート	体育館(集会室含む)、温水プール(25m×7)

⑦その他

平成 14 年度の包括外部監査結果報告書によると、「各スポーツ施設に対する市民ニーズや立地条件、民間施設の参入状況等のそれらの施設を取り巻く環境は、設置時より相当変化していることも考えられる。」とあり、上記施設の存在意義が問われ始めている時期にあることが指摘されている。

(2) 財団法人高松市スポーツ振興事業団

①選定方法 非公募

②選定理由 現在の管理委託先である同財団は、当該公の施設の管理運営を目的とし、市が 100% 出捐した公益法人であり、昭和 61 年 4 月の設立以来、これまで、生涯スポーツ推進の使命に対する深い理解のもと、公益の利益のために多数の住民が公平・公正に利用できるよう、その適正な管理運営に努めてきた実績を持ち、そのためのノウハウや施設の管理運営に必要な職員の各種資格の取得、接遇研修を実施するなど、職員の資質向上に努め、公益性の高い事業運営を進めている。さらに、同財団が平成 17 年 2 月に策定した経営改善計画において、組織体制の見直し、委託事業の自前化、体育施設の開館日の拡大などに、これまで以上に精力的に取り組み、受託への意欲・熱意が十二分にある。

③所在地 高松市福岡町四丁目 36 番 1 号

④設立年月日 昭和 61 年 4 月 1 日

⑤基本財産 10,000 千円(全額高松市出捐金)

⑥事業内容

- 1) スポーツ施設の管理運営及び施設活用の促進
- 2) スポーツの振興及び地域コミュニティの活性化
- 3) スポーツ指導者の養成及び団体育成
- 4) 市民の健康増進と体力づくり
- 5) 広報活動と調査研究

⑦従業員数 プロパー職員 24 人、嘱託 4 人、非常勤嘱託 24 人(20. 4. 1 現在)

(3) 監査結果

①財団法人高松市スポーツ振興事業団の収入等の推移

決算書より作成	⇒指定管理者制度導入 (単位:千円)				
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
基本財産運用収入	4	3	3	3	8
投資有価証券運用収入		7	7	41	50
施設管理受託収入	381,960	386,915	341,775	368,015	356,118
かわなべ管理受託収入	91,938	90,712	77,940	83,244	84,088
仏生山管理受託収入	58,837	59,104	52,720	73,803	73,428
県受託収入					40
雑収入	175	151	142	135	170
一般会計収入	532,913	536,891	472,587	525,240	513,903
自動販売機売上収入	4,022	4,430	3,684	3,978	3,938
その他売上収入	1,878	2,165	1,526	1,474	1,264
負担金収入	3,882	3,686	3,796	7,275	8,648
雑収入	173	89	238	101	69
特別会計収入	9,956	10,370	9,243	12,828	13,919
当期収入合計	542,869	547,261	481,831	538,068	527,822
高松市直接負担合計	532,735	536,731	472,436	525,061	513,634
年度協定書より(年度精算あり)					
高松市体育施設指定管理料				380,064	372,996

かわなべ指定管理料	85,996	85,163
仏生山公園指定管理料	75,548	74,740
	541,608	532,899

下記推移表は、主管課保管資料(各施設の料金収入)

⇒指定管理者制度導入

と上記決算データの指定管理料を対比させたものである。

(単位:千円)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総合体育館	57,717	60,336	53,183	70,909	67,834
ヨット競技場	12,143	11,714	10,605	10,204	10,489
朝日町・亀岡庭球場	8,564	8,132	8,579	8,535	8,619
仏生山運動場	495	513	457	447	453
市民プール	8,091	6,993	0	6,457	5,147
福岡町プール	34,534	33,528	23,114	29,315	22,781
亀水運動センター	8,728	9,092	8,333	8,863	8,401
西部運動センター	9,003	9,784	9,815	9,415	9,738
南部運動場	3,056	3,077	3,067	3,368	3,198
高松市体育施設料金収入	142,332	143,168	117,152	147,513	136,659
同指定管理料	381,960	386,915	341,775	368,015	356,118
高松市体育施設収支	△ 239,628	△ 243,746	△ 224,623	△ 220,502	△ 219,459
かわなべ料金収入	22,865	23,389	18,090	21,487	19,965
同指定管理料	91,938	90,712	77,940	83,244	84,088
かわなべ収支	△ 69,073	△ 67,322	△ 59,850	△ 61,756	△ 64,123
仏生山公園体育館	6,108	5,988	6,130	6,071	5,365
仏生山公園温水プール	16,180	16,736	10,094	15,047	13,135
仏生山公園料金収入	22,288	22,724	16,224	21,118	18,500
同指定管理料	58,837	59,104	52,720	73,803	73,428
仏生山スポーツ施設収支	△ 36,549	△ 36,380	△ 36,497	△ 52,685	△ 54,928
財団受託施設収入合計	187,484	189,281	151,466	190,118	175,124
財団指定管理料合計	532,735	536,731	472,436	525,061	513,634
財団受託施設収支合計	△ 345,250	△ 347,449	△ 320,970	△ 334,943	△ 338,510

②上記推移の内容の説明

H17 年度の高松市直接負担額が大きく下がっていることについて。湧水によるプールの閉鎖により約 24 百万円の支出が減少となったこと、高松市職員が同財団の理事長職を兼職したことにより理事長報酬が必要でなくなったこと及びプロパー職員の育児休暇者が出たことによる約 12 百万円の人件費支出減となったことが主な原因である。

H18 年度に仏生山公園の受託収入が増加していることについて。当公園の光熱水費について指定管理者制度導入以前は、高松市が直接負担していたが、指定管理者制度導入以降は、当団体の負担とするようにしたためである。上記スポーツ施設は赤字体質のため、湧水等で営業できないことが経費の削減及び収支の改善につながっているという結果になっている。

③結論

平成 18 年度、平成 19 年度において、指定管理者制度導入により、著しい経費の削減効果というのは、見られなかったといえる。

3. 財団法人高松市花と緑の協会及び同団体が指定管理する公の施設

(1) 高松市立仏生山公園の概要

2. 財団法人高松市スポーツ振興事業団及び同団体が指定管理する公の施設
(1) 高松市立仏生山公園の欄参照。当該公園の集会室及び屋外施設、公園緑地を担当している。

(2) 財団法人高松市花と緑の協会

① 選定方法 非公募

② 選定理由 財団法人高松市花と緑の協会は、公園緑地事業全般に精通しており、樹木等に対する豊富な経験を持ち、当該公園の施設管理をこれまで適正に実施しているため。

③ 所在地 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号

④ 設立年月日 昭和 61 年 11 月 6 日

⑤ 基本財産 10,000 千円(全額高松市からの出捐金)

⑥ 従業員数 13 人(兼務市職員 8 名、プロパー職員 2 名、嘱託 3 名 20. 4. 1 現在)

⑦ 事業内容

高松市の緑化推進事業及び公園緑地事業の発展を図り、もって快適な環境づくりに寄与することを目的とし、以下の事業を行う。

- 1) 緑化推進事業
- 2) 高松市花と緑の基金の管理及び運用
- 3) 緑化に関する調査研究及び啓もう普及
- 4) 公園、緑地等に関する付帯事業の経営及び受託

(3) 監査結果

①財団法人高松市花と緑の協会の収入等の推移

	⇒指定管理者制度導入 (単位:千円)				
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
基本財産運用収入	6	6	6	5	30
花と緑の基金運用収入	120	439	1,466	1,655	3,755
高松市補助金収入	12,700	12,200	10,300	16,400	20,500
助成金収入((財)かがわ水と緑の財団)	300	100	100	100	100
寄付金収入	715	753	3,477	3,105	2,266
雑収入	115	92	100	101	100
一般会計収入	13,956	13,591	15,449	21,365	26,751
仏生山公園・公園施設管理受託収入	21,334	21,557	20,547	22,442	17,198
花壇管理受託収入	30,993	30,000	27,000	23,709	23,096
公園樹木管理受託収入	17,999	17,999	17,948	12,889	12,485
受託事業特別会計	70,327	69,556	65,494	59,040	52,778
当期収入合計	84,282	83,147	80,944	80,405	79,529
高松市負担額(一般会計)	12,700	12,200	10,300	16,400	20,500
高松市負担額(受託事業)	70,327	69,556	65,494	59,040	52,778
高松市負担額合計	83,027	81,756	75,794	75,440	73,278
年度協定書より					
仏生山公園指定管理料(精算あり)				23,238	17,349
花と緑の基金残高	504,193	504,945	505,698	506,401	506,911
基金運用利回り	0.0238%	0.0870%	0.2899%	0.3267%	0.7408%

②上記推移の内容の説明

H18 年度について。高松市補助金収入及び仏生山公園の指定管理料は増加している。これは他の団体の正規職員を受け入れたことによる支出の増加を補填するためである。

H19 年度について。仏生山公園の指定管理料は減少しているが、正規職員を一般会計に移し同額高松市補助金を増加させたことが主な原因であり、経費削減努力が実を結んだわけではなかった。また、高松市負担額合計は若

干減少しているが、預金利回りの若干の回復であり、やはり、経費削減努力が実を結んだわけではなかった。

③結論

財団法人高松市花と緑の協会及び同団体が指定管理する公の施設に指定管理者制度を導入したことにより、平成 18 年度及び平成 19 年度に著しい経費削減の効果は見られなかった。

4. 財団法人高松市福祉事業団及び同団体が指定管理する公の施設

(1) 各福祉施設の概要

①名称 (管理業務別分類)	②住所	③敷地面積	④延床面積	⑤構造等	⑥主な施設	
高松市 総合福 祉会館	施設管理全体	高松市観光 通二丁目8 番20号	2,521.40 m ²	6,097.77 m ²	鉄筋コンクリー ト造、地下1階 地上6階建	1階～4階は左記参 照、5階会議室、6階 大会議室
	高松市身体障害者 福祉センターコスモ ス園	同1階で運 営				
	高松市身体障害者 通所授産施設リンリ ン園	同3階で運 営				
	高松市障害児通園 施設タンポポ園	同4階で運 営				
	高松市老人福祉セ ンター茶寿荘	同2階で運 営				
高松市ふれあい福祉センター勝 賀	高松市香西 南町476番 地1	7,672.48 m ²	2,560.06 m ²	鉄筋コンクリー ト造一部鉄骨 造、地上2階	1階: 児童室、図書コ ーナー、デイルーム、 機能回復訓練室・介 護機器展示室、教養 娯楽室、健康相談室、 生活相談室、事務 室・会議研修室、相 談室、浴室 2階: 大 会議室、第1・2会議 室、研修室 屋外: ゲ ートボール場、芝生 広場、テニスコート	

(2)財団法人高松市福祉事業団

①選定方法 非公募

②選定理由 市民の福祉増進に寄与することを目的として市が 100%出資して設立した、収益を目的としない公共性の強い財団であり、福祉会館の維持管理と 4 施設の管理運営の実績、ノウハウを有している。

③所在地 高松市観光通二丁目 8 番 2 0 号

④設立年月日 昭和 56 年 11 月 11 日

⑤基本財産 20,000 千円(全額高松市からの出資金)

⑥従業員数 34 人(20. 4. 1 現在)

⑦事業内容

高松市からの委託を受けて、高松市が設置した高松市総合福祉会館及び高松市ふれあい福祉センター勝賀の管理及び運営等を行い、市民福祉の向上を図る。

(3)監査結果

①財団法人高松市福祉事業団の収入等の推移

	H15年度	H16年度	H17年度	⇒指定管理者制度導入 (単位:千円)	
	H18年度	H19年度			
基本財産運用収入	4	6	6	12	81
高松市受託収入					
会館管理運営受託	113,316	112,665	103,022	152,178	156,460
身体障害者福祉センター施設運営				5,235	5,417
身体障害者通所授産施設運営				2,234	1,995
障害児通園施設運営	32,684	32,812	32,184	1,046	1,059
老人福祉センター施設運営				2,429	2,456
ふれあい福祉センター管理運営	67,319	68,931	63,426	64,321	64,970
高松市受託収入合計	213,319	214,408	198,632	227,443	232,357

過年度損益修正益					19,803
雑収入	86	85	69	81	307
一般会計収入	213,409	214,499	198,707	227,535	232,745
退職積立金繰入	1,601	1,656	1,690	1,680	1,622
退職積立金運用収入	0	21	16	12	65
退職積立金特別会計	1,601	1,678	1,706	1,692	1,687
当期収入合計	215,011	216,176	200,413	229,227	234,432
年度協定書より(年度精算あり)					
高松市総合福祉会館の管理経費					
健康福祉総務課分				162,259	174,496
障害福祉課コスモス園分				6,685	5,919
障害福祉課リンリン園分				3,044	2,892
長寿福祉課茶寿荘分				2,442	2,468
保育課タンポポ園分				1,115	1,115
総合福祉会館合計				175,545	186,890
ふれあい福祉センター勝賀				67,867	67,124
高松市福祉事業団受託合計				243,412	254,014
参考:収入(主管課作成資料)					
会議室使用料				936	1,069
喫茶コーナー使用料				145	129
収入合計				1,081	1,198
				1,311	1,542
				1,542	1,329

②上記推移の内容の説明

H18年度について、受託収入は増加している。H19年度について、指定管理料当初金額自体が増加している。これについて、事務局長は市OB嘱託のポストであったが、経営改革にてこ入れとして市から派遣した次長級職員を受入れたため増加しているとのこと。過年度損益修正益は、過去に誤って申告・納付していた消費税等の還付請求をし、入金となったものである。

会館利用料収入はコストに比較して、微々たるものである。

③結論

平成18年度及び平成19年度において、財団法人高松市福祉事業団及び同団体が指定管理する公の施設に、指定管理者制度を導入したことによる著しい経費削減の効果は見られなかった。

<非公募 その他の団体>

5. NPO法人たかまつ男女共同参画ネット及び同団体が指定管理する公の施設

(1)高松市男女共同参画センターの概要

①所在地 高松市錦町一丁目 20 番 11 号

②規模等 構造 鉄筋コンクリート造
階数 地上 5 階 地下 1 階
敷地面積 737.06 m²
建築面積 379.54 m²
延床面積 1,890.58 m²

③内容等

- 1 階：第 1 会議室、こどもの部屋、エントランスホール
 - 2 階：第 2 会議室、事務室、相談室、談話室、情報・交流室
 - 3 階：第 3・第 4 会議室、収納庫、ロビー
 - 4 階：第 5・第 6・第 7 会議室
 - 5 階：第 8 会議室、収納庫
- 駐車場：平面 11 台分
駐輪場：自転車約 20 台分

(2)NPO 法人たかまつ男女共同参画ネット

①選定方法 非公募

②選定理由

男女共同参画社会づくりの実現を図るための活動団体は一朝一夕で育つものではなく、男女共同参画センター事業を受託している市民団体以外に受注可能な団体は見当たらない状況にあるから。

③所在地 高松市錦町一丁目 20 番 11 号

④設立年月日 平成 11 年 6 月 5 日

⑤基本財産 無し(申請時)

⑥従業員数 事務局 6人(申請時)

⑦事業内容 高松市からの委託を受けて、高松市男女共同参画センターの管理運営を行う。

⑧その他 以下の団体と連絡の窓口となり、男女共同参画センター事業の企画・運営を行うことも指定管理業務の中に入っている。

同法人ウェブサイトより

NPO 法人たかまつ男女共同参画ネット 加入団体一覧

NO.	団体名	NO.	団体名	NO.	団体名	NO.	団体名
1	女性会議高松支部	21	川岡地区婦人会	41	高松市木太地区婦人会	61	日本キリスト教婦人矯風会高松支部
2	あけぼの会香川支部(おりぶ会)	22	川添婦人会	42	高松市コミュニティ・スポーツ指導者会	62	日本語サークル「わ」の会
3	アクション問題を考えよう会・かがわ AKK	23	鬼無婦人会	43	高松市紫雲校区婦人連絡協議会	63	林地区婦人会
4	NPO グリーンコンシューマー高松	24	香西婦人会	44	高松市 PTA 連絡協議会	64	ファミかがわ
5	NPO 法人わははネット	25	香南町婦人会	45	高松市婦人団体連絡協議会	65	仏生山婦人会
6	円座婦人会	26	国分寺町婦人会	46	高松市三谷婦人会	66	PROUD in 香川
7	オイスカ香川女性部	27	子育てサポートどれみ♪	47	たかまつ女性会議 OG 会	67	古高松地区婦人会
8	太田南婦人友の会	28	(財)ひかり協会香川県事務所	48	たかまつ翼の会	68	母乳育児のつどい
9	カウンセリング自主勉強会	29	サークルびびっと	49	高松トーストマスターズクラブ	69	まいまい塾ネットワーク
10	香川 BPW	30	散歩道朗読会	50	高松友の会	70	前田地区婦人会
11	香川 SGG(香川善意通訳の会)	31	ジェンダー・ワーク香川	51	高松フェミニストカウンセリング研究会	71	松島女性教室
12	香川 LD(学習障害)周辺児・者親の会	32	四国百名山会	52	高松ボランティア協会「ピコットの会」	72	魅力ある高齢社会をつくる香川の会
13	香川県国家公務員労働組合共闘会議女性協議会	33	下笠居地区婦人会	53	託児サポート いちご	73	メディアウォッチング香川

14	香川県消費者団体連絡協議会	34	障害児を普通学級へ全国連絡会香川県支部	54	託児ボランティアあゆみ	74	夕風会
15	香川県男女共同参画学習アドバイザーネットワーク	35	食物アレルギーの子を持つ親の会「たんぼぼの会」	55	託児ボランティアいくみ	75	夕映えの会
16	かがわ社会問題研究会	36	自由席	56	檀紙地区婦人会	76	栗林校区婦人会
17	香川女性協議会	37	女性を議会に！エンバ ワーメントセミナー実行委員会	57	弦打婦人会	77	ブナの木会
18	香川女性問題研究会	38	新日本婦人の会高松支部	58	伝々虫		
19	かがわ長寿大学 2000 年 OB 会	39	生活協同組合コープ自然派オーリーブ	59	特定非営利活動法人(NPO)マ イ・シアター高松		
20	香川ホビィ・シネマ	40	高松くらしの会	60	西植田校区婦人会		

(3) 監査結果

①男女共同参画費等の推移

	⇒指定管理者制度導入 (単位:千円)				
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
指定管理料 年度協定額(精算あり)				29,310	28,646
指定管理料 実績額 (歳入歳出決算事項別明細書より)				29,298	28,646
男女共同参画費					
報酬	1,126	1,106	1,112	62	33
共済費	5	5	5		
賃金				164	
報償費	369	295	428	819	60
旅費	102	78	45		42
需用費	4,534	3,764	4,599	1,151	1,216
役務費	754	624	339	643	
委託料	27,007	27,036	20,949	30,014	29,444
使用料及び賃借料	1,337	1,295	1,314		
備品購入費	95	44	51		

負担金、補助及び交付金	1,958	1,858	1,903	2,902	2,313
男女共同参画費合計	37,288	36,106	30,745	35,755	33,107
収入(会議室使用料、自販機、コピー使用料)				541	633

②上記推移の内容の説明

もともと民間団体に委託していたため、提案人件費単価は低く、委託料は少ない。

会議室使用料、自販機、コピー使用料等の収入はあるも、非常に安い料金設定のため収入は軽微である。

③結論

以前から低コストで運営されていたため、指定管理者制度導入により著しい費用削減効果は見られなかった。

6. 社団法人高松市医師会及び同団体が指定管理する公の施設

(1) 高松市夜間急病診療所の概要

①所在地 高松市桜町一丁目9番12号(高松市保健センター1階部に併設)

②設置目的 夜間における急病患者に対し、応急的な診療を行い、市民の健康保持に寄与する。

③規模等 敷地面積 2,813.96 m²

④施設の内容等

ア開館日 平成6年7月1日

イ診療科目 内科・小児科

ウ施設の内容 内科診察室、小児科診察室、処置室、観察室、レントゲン室、検査室

(2) 社団法人高松市医師会

①選定方法 非公募

②選定理由

以下の業務を安定して遂行できる団体が他に存在しないため。

夜間急病診療所は、救急医療体制の中で、初期救急医療を担う施設であり、同診療所に対応できない患者に対しては第2次救急医療機関やその他の医療機関等を紹介しており、これらの医療機関との連携、調整が不可欠である。また、年中無休で内科及び小児科の専門医を確保しなければならないことから、開業医、病院勤務医など地域の医師の協力をお願いすることが不可欠である。

③所在地 高松市天神前4番14号

④設立年月日 昭和22年11月1日

⑤基本財産 808,043 千円

⑥業務内容

医道の高揚、医学・医術の発達及び公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進することを目的とする。実施事業は、医道の高揚、医学・医術の発達普及のみならず、地域保健事業として、予防接種・老人保健事業などの保健事業や介護保険事業、学校保健、救急医療事業として休日当番医・夜間急病診療所の運営のほか、産業保健事業、看護師養成のための看護専門学校、地域医療・研修センターの運営など幅広い事業を展開している。

(3) 監査結果

①高松市夜間急病診療所に対する支出等の推移

下記データは 主要施策の成果等説明書をベースに 主管課保管資料で加筆したものである。	⇒指定管理者制度導入				
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
	(単位:千円)				
夜間急病診療所診療費	95,207	96,783	99,061	112,753	116,142
薬品材料購入費等	12,101	14,471	9,183		
夜間急病診療所運営事務費	2,556	2,425	2,543	577	279
夜間急病診療経費(A)	109,864	113,679	110,787	113,330	116,420
夜間急病診療所改修費等			14,072		
夜間急病診療所運営費(B)	109,864	113,679	124,859	113,330	116,420
診療収入	106,334	131,277	133,187	125,259	133,496
文書料	13	18	25	30	47
夜間急病診療収入(C)	106,347	131,294	133,212	125,289	133,543
夜間急病診療収支	△ 3,518	17,615	8,353	11,959	17,122
内科診療人員	4,464	4,604	4,829	4,438	4,692
小児科診療人員	9,524	9,465	9,319	8,948	9,311
診療人員計(D)	13,988	14,069	14,148	13,386	14,003
診療コスト単価((A)/(D))円	7,854	8,080	7,831	8,466	8,314
診療収入単価((C)/(D))円	7,603	9,332	9,416	9,360	9,537
年度協定書より					
管理経費の額(年度末精算あり)				114,966	117,218

②上記推移の内容の説明

H16 年度以降収支はプラスに転じている。診療報酬改正により小児科の点数が好転したのが主な原因である。

H17 年度改修費が発生しているのは小児科 1 室増設、感染症対応診療室 1 室増設したことによるものである。この臨時費用を除くと、当該年度の収支は 22,425 千円の黒字である。

指定管理者導入年度の H18 年度、診療人員及び収入は減少しているが、インフルエンザの流行が小さかったためである。

診療報酬改正以降の収支は、インフルエンザの流行の程度により、約 12 百万円から 22 百万円の黒字となっている。民間運営であれば、他に、設備の減価償却費、固定資産税等が必要となるため、収支の水準は妥当なものであるといえる。

③結論

経費及び収入の水準は横ばいであり、指定管理者制度を導入したことが市の財政に貢献があったということはなかった。

しかしながら、夜間救急医療の中で初期救急医療という、間接的ではあるにせよ、市民の命を左右する業務であり、たとえ収支が赤字でも実施すべき事業であると考えられる。にもかかわらず、採算は取れており、若干ではあるが市への繰入もある。

同事業の諸事情を考慮すると、これ以上の経費削減要求をすることが、好ましいこととは考えられない。

現状維持に努めているということが経費削減努力をしているというのと同じで意味であると考える。

7. 各コミュニティ協議会及び同団体が指定管理する公の施設

(1)各コミュニティセンターの概要

①設置目的

地域住民によるまちづくり活動の場、生涯学習及び地域福祉の推進に資するための諸活動の場等を提供し、市民福祉の増進に寄与する。

②設置の経緯

平成14年9月6日、高松市連合自治会連絡協議会からの要望を受け、地区公民館を地域コミュニティの活動拠点として有効活用することとなった。さらに、従来からの生涯学習の活動拠点としての機能を維持しつつも、自助・共助・公助の考えのもと、まちづくりを進めるための活動拠点として、地区公民館をコミュニティセンターとして位置付けた。

③設備の内容 事務室、調理実習室、和室、大ホール、トイレ等

④職員(事務局) センター長、主任、非常勤スタッフ2、3名

⑤処遇モデル センター長(月給18万円程度)、主任(月給15万円程度)、スタッフ時給810円以内

⑥その他

公民館は文部科学省管轄の市町村教育委員会所管の施設で生涯学習の場として設置されるものである。地域コミュニティの活動拠点としても利用するための、市長部局への所管替えについて、生涯学習の機能を低下させないことが条件にあり、それを実施することはコミュニティセンターを運営する上での義務となっている。

(2)各コミュニティ協議会

①選定方法 非公募

②選定理由

コミュニティセンターは、地域みずからのまちづくり活動を実践するための拠点施設であり、その管理運営に当たっては、その設置目的を真に実現で

きる運営能力を備えた者を選定する必要がある。そして、従来からの地域の基礎的組織である自治会を中心とした各種団体の連携を強化することを目的に設立されたコミュニティ協議会以外にはその条件を満たす団体は見当たらない状況にあるから。

③管理業務の内容

従来の公民館時代と同じ業務	1)	生涯学習の推進に関すること。
コミュニティセンターになり追加となった業務	2)	地域コミュニティの自立や連携・交流など活動の促進に関すること。
	3)	地域の各種団体の自立や連携・交流を促進する企画をし、実施すること。 ア) 多様化する地域課題を住民自身の問題と捉え、解決に向けて積極的に取り組む事業の企画及び実施に関する支援を行うこと。 イ) 地域住民が自主的に参加し、ふれあい・交流する事業の企画および実施に関する支援を行うこと。 ウ) 次代のまちづくりに関する将来のあり方やそれを達成する事業をしめした「コミュニティプラン」の策定及び見直し並びに推進に関する支援を行うこと。 エ) 地域の各種情報の収集・発信に関すること。

(3) 監査結果

①各コミュニティセンター指定管理料一覧

⇒指定管理者制度導入

(単位:千円)

	NO.	地区校区	設立年月	コミュニティセンター名	実績値			予算値		
					H19年度	うち生涯学習費	うち管理運営費	H20年度	うち生涯学習費	うち管理運営費
いわゆる旧・旧高松市内	1	松島地区	H17/8	松島	9,303	541	8,762	9,403	541	8,862
	2	花園地区	H16/6	花園	9,355	541	8,815	9,509	541	8,969
	3	築地地区	H18/1	築地	8,912	541	8,371	9,176	541	8,636
	4	新塩屋町校区	H17/9	新塩屋町	9,314	541	8,773	9,396	541	8,855

	5	四番丁校区	H17/1	四番丁	9,190	541	8,650	9,436	541	8,896
	6	二番丁校区	H17/9	二番丁	9,305	541	8,764	9,406	541	8,866
	7	日新校区	H16/4	日新	8,984	541	8,443	9,185	541	8,644
	8	亀阜校区	H15/9	亀阜	9,211	541	8,670	9,333	541	8,792
	9	栗林校区	H17/11	栗林	9,364	541	8,824	9,587	541	9,046
いわゆる旧高松市内出張所が置かれている。(38～41の山田地区については、川島校区に山田支所が置かれており、十河・東植田校区は証明書取扱コーナーを設置。)	10	鶴尾校区	H18/4	鶴尾	9,269	541	8,728	10,074	541	9,533
	11	太田地区	H17/3	太田	9,905	1,081	8,824	9,936	1,081	8,855
	12			太田中央	8,181		8,181	8,722		8,722
	13	太田南地区	H17/3	太田南	8,977	541	8,437	9,397	541	8,856
	14	木太地区	H15/9	木太	10,775	1,617	9,158	10,581	1,617	8,964
	15			木太南	7,696		7,696	8,563		8,563
	16			木太北部	8,056		8,056	8,526		8,526
	17	屋島地区	H17/8	屋島	10,288	1,650	8,638	10,420	1,650	8,770
	18			屋島西	8,008		8,008	8,556		8,556
	19			屋島東	8,195		8,195	8,530		8,530
	20	古高松地区	H15/9	古高松	11,328	1,109	10,219	10,647	1,109	9,538
	21			古高松南	7,169		7,169	8,837		8,837
	22	前田校区	H16/4	前田	9,034	569	8,466	9,476	569	8,907
	23	川添校区	H15/11	川添	9,911	569	9,342	10,064	569	9,495
	24	林地区	H18/4	林	9,203	569	8,635	9,473	569	8,904
	25	三谷地区	H15/8	三谷	9,374	569	8,805	9,400	569	8,832
	26	仏生山地区	H15/9	仏生山	9,643	540	9,103	9,933	540	9,392
	27	多肥地区	H16/5	多肥	9,424	569	8,855	9,571	569	9,003
	28	一宮地区	H17/2	一宮	9,741	569	9,173	9,936	569	9,367
	29	川岡校区	H15/9	川岡	8,933	569	8,364	9,210	569	8,641
	30	円座校区	H17/1	円座	9,472	569	8,903	9,567	569	8,998
	31	檀紙地区	H17/9	檀紙	9,278	569	8,710	9,541	569	8,972
	32	弦打校区	H16/6	弦打	9,841	569	9,273	10,269	569	9,700
	33	鬼無地区	H17/8	鬼無	9,290	569	8,721	9,628	569	9,059
	34	香西地区	H15/12	香西	9,528	569	8,960	10,045	569	9,476
	35	下笠居地区	H15/7	下笠居	8,982	569	8,413	9,541	569	8,972
	36	女木地区	H15/9	女木	6,176	237	5,939	6,232	237	5,995
	37	男木地区	H15/12	男木	5,734	237	5,496	6,177	237	5,936
	38	川島校区	H17/3	川島	9,965	569	9,397	10,332	569	9,764

	39	十河校区	H16/9	十河	8,949	541	8,408	9,367	541	8,827
	40	東植田校区	H16/5	東植田	9,882	541	9,341	10,234	541	9,964
	41	植田校区	H16/5	西植田	9,589	541	9,049	9,987	541	9,446
平成大合併による	42	川東校区	H19/1	川東				9,301	806	8,495
	43			東谷				6,597		6,597
		合計			372,735	22,002	350,733	401,098	22,809	378,555

② 上記内容の説明

管理運営費の約7割は事務局人員の件費である。したがって、その金額の妥当性は事務局人員の仕事の内容により判断すべきと考えられる。

【旧・旧高松市内：昭和15年2月合併以前から高松市である地区】

コミュニティ活動が活発であり、自立した組織もあり、比較的スムーズにコミュニティ政策が進んでいくことが期待されている地区。事務局人員の業務の負荷は比較的軽いと考えられる。

【旧高松市内：昭和15年2月合併以後、平成の大合併以前までに高松市に合併された地区】

高松市の支所・出張所が置かれている地区であり、コミュニティの自立度は、旧・旧市内より低く市への依存度が高い地区。コミュニティ政策を進めていく上で旧・旧高松市よりは困難が見込まれている地区。事務局人員の業務の負荷は上記地域に比べ重いと考えられる。

【平成大合併による地区：旧塩江町、旧香川町、旧国分寺町、旧香南町、旧庵治町、旧牟礼町にある地区】

旧町役場が支所として置かれている。合併以降、順次協議会が設立され、平成20年9月全地区の構築が完了し、最終的に44地区となった。これからコミュニティセンター化が進んでいくため、事務局人員の業務の負荷は未知数。

いずれにせよ、生涯学習費・管理運営費は公民館時代の実績で一律に算出・支給しており、事務局の業務の負荷は明らかに増加している。それなのにその報酬は据え置きとなっている。

③ 結論

まったくの新事業に対し新たな組織を立ち上げ奮闘している最中であり、指

定管理者制度導入でコスト削減がどうのという状況にはない。コミュニティ協議会の早期の自立化を促すことと、高松市の財政状況を考慮に入れてか、最初から指定管理者制度及び現地採用人員でのローコスト運営に挑戦している状況である。コスト削減を要求するよりも、追加となった業務についての成果を期待すべきであると考えられる。

<公募 その他の団体>

8. 高松食肉事業協同組合及び同団体が指定管理する公の施設

(1) 高松市食肉センターの概要

①所在地 高松市郷東町 587 番地 197

②規模等

敷地面積 8,985.73 m²

延床面積 4,344.86 m²

構 造 本館棟ほか3棟 一部2階建鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造

施設能力 けい留所 50 頭、と畜解体 50 頭、冷蔵保管 150 頭、汚水処理 250 m³/日

(2) 高松食肉事業協同組合

①選定方法 公募

②申請団体数 1 団体

③所在地 高松市郷東町 5 8 7 番地 1 9 7

④設立年月日 昭和 30 年 5 月 9 日

⑤資本金 28,700 千円 (組合員出資金、申請時)

⑥従業員数 19 名(申請時)

⑦事業内容

獣畜のと殺解体処理

と殺解体処理に伴う副産物の処理加工販売

食肉の共同加工

食肉の共同購買

食肉の共同保管

(3) 監査結果

① 高松食肉事業協同組合に対する支出等の推移

	H15年度	H16年度	H17年度	⇒ 指定管理者制度導入 (単位:千円)	
				H18年度	H19年度
指定管理料 年度協定額(精算なし)				194,419	194,125
歳入歳出決算事項別明細書 食肉センター事業特別会計より 高松食肉事業協同組合に対する支出					
業務費 委託料	269,690	245,448	226,635	194,419	194,125
業務費 負担金、補助及び交付金	58,000	58,000	113,845	50,662	54,718
合計	327,690	303,448	340,480	245,081	248,843
事業収入 食肉センター使用料	60,475	61,090	56,805	58,858	62,747
★正味高松市負担額	267,215	242,358	283,675	186,223	186,096

② 上記推移の内容の説明

H17 年度は例年に比べ補助金が多いが、累積赤字を抱えていた高松食肉事業協同組合に対し、経営安定補助金として約 61,900 千円を一括して支払ったためである。

上記補助金を除いて、指定管理者制度導入以前と正味高松市負担額を比較すると、約 35 百万円の高松市の負担が減少しているといえる。

③ 結論

指定管理者制度が導入され公募に出されたことが、高松食肉事業協同組合の経営改善努力を促すこととなり、平成 18 年度及び平成 19 年度においては、年間 3 千 5 百万円程度の経費削減効果が見られたといえる。

9. 「シンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社」グループ及び同団体が指定管理する公の施設

(1) 高松市健康増進温浴施設『ループしおのえ』の概要

①所在地 高松市塩江町安原下第3号2074番地2

②規模等

敷地面積 8,618 m²

建築面積 1,598.7 m²

延べ床面積 1,911 m²

構造 鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階、高さ8.8m

③その他特徴

南部クリーンセンター(一般廃棄物処理施設)建設に当たって、地元対策として建てられた施設。少しでも経費を削減しようとの考えから、施設の完成前より公募で指定管理者を民間事業会社から選定することが予定されていた。

(2) シンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社

①選定方法 公募

②申請団体数 5団体

各ウェブサイトより

会社名	シンコースポーツ(株)	四電ビジネス(株)
③所在地	東京都台東区台東1-27-1シンコビル	高松市丸の内2番5号
④資本金	80,000 千円	3 億円(株主:四国電力(株))
⑤従業員数	300 名(アルバイト約 1,200 人)	507 名(平成 20 年 3 月 31 日現在)
⑥設立年月日	昭和 53 年 11 月 2 日	昭和 36 年 12 月 1 日
⑦業務内容	公共スポーツ文化施設の総合的コンサルティング	ビル事業(賃貸、管理、指定管理者業務)

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)	不動産事業
プール管理業務	環境事業
トレーニングルーム指導業務	広告事業
体育施設管理業務	サービス事業
受付案内業務	OA事業
エアロビクス・アクアビクス等指導業務	商事事業
水泳・テニス等教室指導業務	許認可登録
講師派遣業務	
レストラン業務	
スポーツショップ業務	
スポーツクラブ施設・設備管理業務	

(3) 監査結果

① 指定管理料等の推移

平成17年12月1日使用開始 *	4ヶ月分	⇒ 指定管理者制度導入 (単位:千円)		
		H17年度	H18年度	H19年度
年度協定書(年度精算なし)より				
高松市健康増進温浴施設業務指定管理料	16,355	63,959	61,999	
収支計画書(シンコー、四ビ)より				
高松市(広域組合)からの委託料	16,355	63,959	61,999	
利用料金	5,903	12,531	10,601	
売電収入	0	3	3	
合 計	22,258	76,493	72,603	

*平成18年3月31日に、高松地区広域市町村圏振興事務組合が解散したことにより、市の施設となる。

② 上記推移の内容の説明

管理経費は上記収入とバランスするよう算定されている。したがって、料金収入1千万円につき、7千万円の管理経費がかかっている状況である。これは上記概要にあるとおり、南部クリーンセンター建設の地元対策に建てられたものであり、集客するためには交通アクセスの悪い場所にあるため利用客が伸びないこと(建設前から想定されていたこと)である。

主管課所有のデータに基づくと、管理経費に占める人件費割合については、

39%で、(財)高松市スポーツ振興事業団が運営する福岡町プール及びかわなべスポーツセンターのプールが 49%、仏生山公園の温水プールが 56%であるとのことである。

人件費以外の費用は変わらないとの前提で推定計算すると、当団体の運営コスト 100 に対し(財)高松市スポーツ振興事業団の運営コストは 110~117(= 61+49~56) かかることになる。

当該施設の年間の管理費は約 70 百万円であることから、7 百万円~12 百万円 (=70 百万円×10%~17%)、安く運営できているといえる。

③結論

『ループしおのえ』に公募による指定管理者制度を導入したことによって、年間 1 千万円程度の費用削減効果があったといえる。

10. アマノ、ことでんサービス高松市立駐車場等管理共同企業体・シンボルタワー開発株式会社及び同団体が指定管理する公の施設

(1)高松市立駐車場、高松市立自転車駐車場の概要

	名称	住所	収容台数
アマノ、ことでんサービス高松市立駐車場等管理共同企業体が担当	中央駐車場	高松市番町一丁目11番22号	321台
	市役所立体駐車場	高松市番町一丁目8番15号	68台
	南部駐車場	高松市観光通一丁目1番地15号	412台
	美術館地下駐車場	高松市紺屋町10番地4	144台
	杉場川駐車場	高松市城東町一丁目5番地12	151台
	瓦町駅地下駐車場	高松市常磐町一丁目3番地1	439台
	瓦町地下自転車駐車場	高松市常磐町一丁目3番地3	960台
シンボルタワー開発株式会社が担当	栗林公園駅前自転車駐車場	高松市栗林町三丁目6番10号	188台
	高松駅前広場地下駐車場	高松市浜ノ町1番17号	395台
	高松シンボルタワー地下駐車場	高松市サンポート2番1号	141台
	高松駅前広場地下自転車駐車場	高松市浜ノ町1番17号	2,307台

(2)アマノ、ことでんサービス高松市立駐車場等管理共同企業体・シンボルタワー開発株式会社

①アマノ、ことでんサービス高松市立駐車場等管理共同企業体
公募により、6団体の中から選定された。

②シンボルタワー開発株式会社

香川県との共同公募(サンポート高松の一部として)により、香川県との合同選定委員会で選定され、2団体の中から選定された。

各ウェブサイトより

会社名	アマノ(株)	ことでんサービス(株)	シンボルタワー開発(株)
③所在地	神奈川県横浜市港北区 大豆戸町275番地	高松市常磐町1丁目3番地1	高松市サンポート2番1号高松シンボルタワー(タワー棟)6階
④資本金	182億3,958万円	40,000千円	30億6,000万円(株主内訳:大成建設(株)、戸田建設(株)、住友商事(株)、(株)百十四銀行、四電ビジネス(株)、(株)香川銀行、四国コカ・コーラボトリング(株)、高松信用金庫、大成サービス(株)、日立造船(株))
⑤従業員数	連結3773名/単独2057名(平成20年3月31日現在)	160名(平成18年1月1日現在契約社員を含む)	9名
⑥設立年月日	昭和20年11月22日	平成16年4月1日	平成12年7月25日
⑦業務内容	時間情報事業 時間管理機器事業 パーキング事業 環境事業 クリーンシステム事業 時刻配信・認証サービス事業 アウトソーシングサービス事業	ビル管理業務(主な管理物件:コトデン瓦町ビル、瓦町駅前広場) 駅改札業務(高松琴平電気鉄道) コンビニエンスストア業務 石油販売業務(新日本石油の販売店として) タクシー業務	高松シンボルタワーの所有、賃貸、維持管理及び運営業務,他 (経営方針:高松シンボルタワーのオフィス部分『サンポートビジネススクエア』と商業施設部分『マリタイムプラザ高松』の運営事業を行うことを通じて地域経済の発展に寄与し、魅力溢れるにぎわいの創出をもって新しい街、サンポート高松のまちづくりへ貢献する。)

(3) 監査結果

① 高松市立駐車場事業収支の推移

歳入歳出決算事項別明細: 駐車場事業特別会計

⇒ 指定管理者制度導入

駐車場費-駐車場管理費より

(単位: 千円)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
報償費				9	
旅費	32				
需用費	7,163	7,699	6,604	5,462	

役務費	486	495	415	411	411
委託料	285,322	297,714	242,503	223,030	226,751
使用料及び賃借料	12,557	12,557	12,389	12,389	12,149
工事請負費	600	634	8,424	146	177
備品購入費				1,077	
負担金、補助及び交付金	42	11,438	25	37	12
公課費	3,606	21,404	16,749	14,186	14,444
駐車場管理費合計	309,808	351,941	287,110	256,747	253,945
使用料及び手数料-使用料-駐車場使用料	594,372	642,014	569,188	535,750	489,385
うち料金収入				(535,072)	(488,658)
うち携帯基地局使用料				(678)	(727)
駐車場収支(プラス)	284,565	290,072	282,078	279,003	235,440

主管課作成資料より

	H18年度	H19年度
シンボルタワー開発㈱		
料金収入	151,884	147,679
委託料	63,239	63,237
差引収支	88,646	84,442
アマノ、ことでんサービス高松市立駐車場等管理JV		
料金収入	383,188	340,979
委託料	159,791	153,577
差引収支	223,397	187,402
高松市立駐車場合計		
料金収入	535,072	488,658
委託料	223,030	216,813
差引収支	312,042	271,844

1) 上記推移の内容の説明

駐車場事業特別会計について。駐車場の収支は全期間において黒字である。平成19年度に需用費が全く発生していないが、これは回数券の印刷製本費について当年度より委託料で処理しているため。平成18年度備品購入費が発生しているのは、照明蓄電池の交換を約10年ぶりにしたため。平成16年度負担金、補助及び交付金が多額に発生しているのは、当時あった(財)高松市駐車場公社に市職員を派遣し給与相当額の補助金を支給したため。なお同公社は現在ない、と異常な内容はないことを確かめた。

指定管理者制度導入により、駐車場事業特別会計管理費合計でみられるよ

う約 3 千万円の経費削減効果はみられる。ただし、近隣との競争が激化していること、長引く景気低迷による企業の支店や営業所の撤退や郊外転出、また大型ショッピングセンターの郊外進出等により中心市街地の駐車需要の低下など、料金収入が減少傾向であるため、収支はやや悪化している。

2) 高松市駐車場事業の結論

収支は悪化しているが、市況による収入の悪化であり、指定管理者制度導入による経費削減がなければさらに悪化しているところであった。

駐車場事業に指定管理者制度を導入することにより、年間約 3 千万円の経費削減効果があったといえる。

②高松市立自転車駐車場事業収支の推移

(単位：千円)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
				⇒指定管理者制度導入	
シンボルタワー開発(株)担当自転車駐車場					
高松駅前広場地下自転車駐車場					
料金収入	42,695	45,396	42,804	41,817	40,518
委託料	46,638	42,187	34,227	33,141	32,625
差し引き	△ 3,943	3,209	8,577	8,676	7,893
アマノ、ことでんサービス JV 担当自転車駐車場					
瓦町地下自転車駐車場					
料金収入	4,970	5,747	5,415	4,973	4,813
委託料	13,424	13,416	12,873	13,684	13,652
差し引き	△ 8,454	△ 7,669	△ 7,458	△ 8,711	△ 8,840
栗林公園駅前自転車駐車場					
料金収入		786	2,003	1,614	1,844
委託料		335	7,456	7,419	7,402
差し引き		450	△ 5,453	△ 5,805	△ 5,558
合計					
料金収入	4,970	6,532	7,418	6,586	6,656
委託料	13,424	13,752	20,329	21,103	21,054
差し引き	△ 8,454	△ 7,219	△ 12,911	△ 14,517	△ 14,398
高松市立自転車駐車場合計					
料金収入	47,665	51,929	50,222	48,403	47,174
委託料	60,062	55,939	54,556	54,244	53,679

差し引き	△ 12,397	△ 4,010	△ 4,334	△ 5,841	△ 6,505
------	----------	---------	---------	---------	---------

	H18年度	H19年度
年度協定書より、各年度協定額 (H19年度より報奨金又は違約金が発生する)		
シンボルタワー開発㈱		
高松駅前広場地下自転車駐車場	33,141	33,141
アマノ、ことでんサービスJV		
瓦町地下・栗林公園前 自転車駐車場	21,103	21,103
合 計	54,244	54,244

1) 上記推移の説明

自転車駐車場事業について。シンボルタワー開発㈱に委託している高松駅前広場地下自転車駐車場の収支は黒字、アマノ、ことでんサービスJVに委託しているその他の自転車駐車場の収支は赤字、合計収支は赤字である。黒字赤字の違いは、すべてその立地条件によるものである。管理人人件費等必要最小限の固定費は必要であるので、利用者及び料金収入が少ないところに立地していれば、赤字となる。近隣に無料の駐輪場や広大な敷地があれば、利用者は料金を支払ってまで有料の駐輪場を利用しようとしなくなる。自転車駐車場事業は放置自転車対策がメインであるので、黒字となる場所にだけ設置すればよいというわけにはいかないものである。なお、高松市はレンタサイクル事業を実施しているが、レンタサイクルポートは公の施設ではないとの認識から直営で運営しており、上記管理費及び収入には入っていない。

2) 結論

自転車駐車場事業全体の経費削減効果は約30万円から90万円程度であり、微々たるものであった。

③高松市立駐車場事業及び自転車駐車場事業の指定管理者の経費削減効果について

駐車場事業と自転車駐車場事業のトータルで見れば、公募での指定管理者制度を導入することにより、約3千万円の経費削減効果はあった。

1 1. 高松市造園事業協同組合及び同団体が指定管理する公の施設

(1) 高松市立玉藻公園、高松市立峰山公園、高松市立中央公園ほか 25 公園緑地等の概要

①名称		②住所	③敷地面積	④延床面積	⑤構造等	⑥主な施設
高松市立 玉藻公園 施設	玉藻公園内部 高松城跡	高松市玉藻町 2番1号	76,165 m ²	省略	右記参照、 木造瓦葺中心	重要文化財(月見櫓、水手御門、渡櫓、良櫓)4 棟、披雲閣(市指定文化財)1 棟、陳列館1 棟、発券場2棟、便所4棟、駐車場1箇所
	玉藻公園外部 北側・西側区域		11,000 m ²	省略	省略	駐車場 1 箇所
高松市立峰山公園		高松市峰山町 1838番地37	15.28ha	管理事務所 195 m ² 展望台 2 階 建て 86 m ²	鉄筋コンクリート造	丸山地区：芝生広場、ちびっこ公園、わんぱく広場、ふじ棚、椿園、もみじ園、管理事務所、第1、第2 駐車場 東石清尾地区：花木園、桜並木、桜園、遊歩道、自然保存木、臨時駐車場 西石清尾地区：アスレチックコース、キャンプサイト、ファイヤーサークル、バーベキュー炉、炊事場、管理詰所、展望台、自由公園、つつじ園、梅園、第3駐車場 その他の施設：苗圃 ビニールハウス2棟、トイレ8棟
高松市立中央公園ほか25公園、緑地等	中央公園	高松市番町一丁目8番15号	35,196 m ²	省略	省略	自由広場(ソーラー時計)、こかげ広場、ちびっこ広場(遊具、パーゴラ)、石の広場(ポンプ室)、四季の道、その他の広場、滝、池2、せせらぎ、花壇2、植栽地、遊具8、便所2、駐輪場5、銅像等8、記念碑9

城東公園	高松市城東町 一丁目7番22 号	426 m ²	省略	省略	水銀柱、水飲場、ベンチ2、遊具 2、花壇
御坊町小 公園	高松市御坊町 5番9号	849 m ²	省略	省略	便所、水銀柱2、テーブル、ベンチ 12、遊具2
洲端公園	高松市木太町 2287番地5	1,228 m ²	省略	省略	便所、水銀柱4、ベンチ2、遊具2
下田井小 公園	高松市下田井 町215番地4	154 m ²	省略	省略	便所、水銀柱4、ベンチ2、遊具2、 ベンチ2、遊具3、パーゴラ
上福岡宮 西公園	高松市上福岡 町2049番地1	2,026 m ²	省略	省略	便所、水銀柱3、水飲場、パーゴ ラ、花壇、遊具7
松縄東公 園	高松市松縄町 40番地8	2,141 m ²	省略	省略	便所、水銀柱5、水飲場、パーゴ ラ、遊具6
多肥北公 園	高松市松縄町 793番地1	3,088 m ²	省略	省略	便所、水銀柱3、水飲場、東屋、遊 具7
屋島緑地	高松市屋島西 町2341番地	2,405 m ²	特になし	特になし	特になし
香東川河 川敷緑地	高松市郷東町 3番地1	5,082 m ²	特になし	特になし	特になし
新浜緑地	高松市屋島西 町2374番地1	1,639 m ²	省略	省略	水銀柱2、水飲場、東屋
瀬戸内海 浜緑地	高松市瀬戸内 町509番地8	2,194 m ²	特になし	特になし	特になし
朝日新町 西緑地	高松市朝日新 町1番地14	7,585 m ²	省略	省略	便所2、水銀柱10
朝日新町 東緑地	高松市朝日新 町1番地12	4,907 m ²	省略	省略	便所、水銀柱9、遊具3
瀬戸内緑 地	高松市瀬戸内 町524番地1	803 m ²	特になし	特になし	特になし
岡本公園	高松市岡本町 531番地1	1,863 m ²	特になし	特になし	特になし
玉藻町公 共広場	高松市玉藻町 98番地1	2,245 m ²	特になし	特になし	ベンチ10、水飲場
前田勘定 公園	高松市前田西 町859番地29	113 m ²	特になし	特になし	遊具、ベンチ3

多肥日暮公園	高松市多肥上町1361番地32	223 m ²	特になし	特になし	遊具3
屋島西町子の浜公園	高松市屋島西町2107番地10	466 m ²	特になし	特になし	水銀柱5、パーゴラ、ベンチ8
屋島緑道	高松市屋島西町	1,650 m ²	特になし	特になし	特になし
新橋緑地	高松市福岡町一丁目	108 m ²	特になし	特になし	特になし
一宮新開緑地	高松市一宮町1914番地46	55 m ²	特になし	特になし	特になし
新川記念広場	高松市春日町	693 m ²	特になし	特になし	特になし
茜町緑地	高松市茜町787番地7	50 m ²	特になし	特になし	特になし
香西東町緑地	高松市香西東町753番地	675 m ²	特になし	特になし	遊具

(2)高松市造園事業協同組合

①選定方法 公募

②申請者数

高松市立玉藻公園 1 団体

高松市立峰山公園 4 団体

高松市立中央公園他 2 5 公園等 1 団体

③所在地 高松市鬼無町鬼無 7 4 1 番地 1

④設立年月日 昭和 63 年 3 月 29 日

⑤資本金 4,620 万円(申請時)

⑥従業員数 事務局員 3 名、役員 8 名、組合員 4 1 社

(3) 監査結果

① 指定管理料等の推移

H18年度以降は年度協定書(年度精算はない)、それ以前は
主管課の把握しているデータによる。

⇒ 指定管理者制度導入

(単位:千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
玉藻公園の管理経費の額	90,413	81,435	71,800	71,800
峰山公園の管理経費の額	25,710	25,870	24,068	23,596
中央公園ほか25公園等の管理経費の額	30,434	27,942	26,484	25,951
合 計	146,557	135,247	122,352	121,347

② 上記推移の内容の説明

同団体が指定管理者になってコストが削減できた理由は、造園業という職業柄、庭木の剪定だけでなく、除草や設備の簡単な修繕を自分たちで行うからとのことである。

H19年度も下がっているのは、最初から段階的にコスト削減努力をしていくという提案であるため。

③ 結論

指定管理者制度が採用され、公募に出されたことで、平成18年度及び平成19年度において約1千万円程度の経費削減の効果がみられた。

IV. 監査の結果(その2 更新選定結果)

1. 更新選定一覧表

(1)更新選定が公募となった公の施設(非公募→公募)

	更新前			更新後				
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
高松市立仏生山公園公園 緑地部分	(財)高松市花と緑の協会			高松市造園事業協同組合				
高松市総合福祉会館 高松市身体障害者福祉セ ンターコスモス園 高松市身体障害者通所授 産施設リンリン園 高松市障害児通園施設タ ンポポ園 高松市老人福祉センター 茶寿荘 高松市ふれあい福祉セン ター勝賀	(財)高松市福祉事業団			(財)高松市福祉事業団				
高松テルサ	(財)高松勤労者総合福祉振興 協会			穴吹エンタープライズ(株)				
高松市香南楽湯	香南地域振興(有)			(株)創裕				
高松市香南アグリーム	(有)香南町農業振興公社			(有)香南町農業振興公社				
高松市男女共同参画セン ター	NPO 法人たかまつ男女共同参 画ネット			NPO 法人たかまつ男女共同参画ネット				
高松市国分寺老人福祉セ ンター	(福)高松市社会福祉協議会			(福)高松市社会福祉協議会				

(2) 更新選定が非公募となった公の施設(非公募→非公募)

	更新前			更新後 候補者				
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
高松市文化芸術ホール	(財)高松市文化芸術財団			(財)高松市文化芸術財団				
高松市立仏生山公園スポーツ施設	(財)高松市スポーツ振興事業団			(財)高松市スポーツ振興事業団				
高松市総合体育館								
高松市立ヨット競技場								
高松市立朝日町庭球場								
高松市立亀岡庭球場								
高松市立仏生山運動場								
高松市南部運動場								
高松市立市民プール								
高松市福岡町プール								
高松市亀水運動センター								
高松市西部運動センター								
高松市かわなべスポーツセンター								
高松市夜間急病診療所	(社)高松市医師会			(社)高松市医師会				
高松市鬼ヶ島おにの館	鬼ヶ島観光協会			女木島漁業協同組合				
高松市茜町会館	高松市茜町会館管理委員会			高松市茜町会館管理委員会				

2. 更新選定の結果の説明等

(1) 前回は非公募であったが、今回の更新選定において、公募し、指定管理業務を継続することになった団体

分類	団体名	管理する公の施設	選定結果内容
高松市外郭 団体	(財)高松市福祉事業団	高松市総合福祉会館、コスモス園、 リンリン園、タンポポ園、茶寿荘	他に申請者が現れず、選定評価点も基準を クリアし、合格となった。
		高松市ふれあい福祉センター勝賀	他の申請者と競争した結果、合格した。提 案価格は相手より高かったが、その他の項目 の評価が高かったため合格した。
	(有)香南町農業振興公社	高松市香南アグリーム	他に申請者が現れず、選定評価点も基準を クリアし、合格となった。
その他の団 体	NPO 法人たかまつ男女共同 参画ネット	高松市男女共同参画センター	他に申請者が現れず、選定評価点も基準を クリアし、合格となった。
	(福)高松市社会福祉協議会	高松市国分寺老人福祉センター	他に申請者が現れず、選定評価点も基準を クリアし、合格となった。

(2) 今回の更新選定においても、非公募選定により指定管理業務継続となる見込み(監査実施時点ではあくまで候補者)の団体

分類	団体名	管理する公の施設	非公募となった理由	左記結果に対する説明
高松市外郭 団体	(財)高松市文化 芸術財団	高松市文化芸術ホール	ホールの事業実施において公平・公正を図ることができ、他に替えがたい状況があるため。	【外郭団体改革という視点から】指定管理料が民間相場と比較して、適正価格であるか否か判断できない状態にある。したがって、以前と同様に、市が同団体に経営改善等のモニタリングを継続することが必要になった。
	(財)高松市スポーツ振興事業 団	高松市スポーツ施設	本市のスポーツ施設は市民のレクリエーションを振興し、もって市民の心身の健全な発達を図るために設置されたものであり、(財)高松市スポーツ振興事業団は、スポーツ施設の管理を行い、住民のスポーツ振興に寄与することを目的とし、市が100%出捐した公益法人で、昭和61年4月の設立以来、生涯スポーツの推進に努め、極めて公益性の高い事業運営を進めているため。スポーツ施設については、合併地区のスポーツ施設も新たに指定管理者制度を導入し、分割することなく、これらの施設を一体的・総合的かつ有機的に管理・運営することにより、安全で機能的な管理と効率的で円滑な運営を可能とするため。スポーツは幅広い市民が関わることができ、スポーツ関連事業を、市の地域振興等の関連行政と一体的に運営することで、市民本位の政策を推進したいため。	【外郭団体改革という視点から】指定管理料が民間相場と比較して、適正価格であるか否か判断できない状態にある。また、左記非公募理由にあるように、外郭団体改革の流れと逆行し、その組織規模はさらに拡大する方向にある。市は、経営改善についてのモニタリングをさらに強化していかなければならないことになっている。
その他の団体	(社)高松市医師 会	高松市夜間急病診療 所	その業務の内容から、他に依頼できる団体がないこと。	Ⅲ. 監査結果(その1 経費削減結果分析) 6. 参照。その後も状況に変化はない。
	高松市茜町会 館管理委員会	高松市茜町会館	地域密着の、適切な団体は他にないこと。	指定管理料の金額重要性なく、詳細な検討していないため、ノーコメントとする。

V. 外部監査に添えて提出する意見

1. 財団法人高松市花と緑の協会、花と緑の基金について

花と緑の基金は、超低金利時代のため十分な活動資金が得られず、そのため、高松市が毎年補助金を支給することによって運営されている。

しかしその基金は5億円も残高があり、これを取り崩して充当すれば、現在の支給水準であれば、その補助金を30年は支給しなくてもよいことになる。

それを事業費や必要な事務人件費に充てることは全く問題ないと考えられる。同団体の理事会等で予算審査を受けるであろうから、ガバナンス上の問題も解決できると考えられる。

基金の取り崩しができるよう検討すべきである。